

船員保険法要綱 (第二回大會決定)

主 文

要 綱

我等は船員生活の特殊性を認め、その福利を眞に保護する船員保険法の制定實施を要求す。

- 一、給付種目 疾病、負傷、痲疾、養老、死亡、遺族
- 二、保険の種類 全部強制
- 三、保險者 政府
- 四、被保險者 日本政府の發行する船員手帳を有するもの
(關東州、朝鮮、臺灣等に於ける置籍船乗組員と雖も内地置籍船乗組員と同様被保險者たる資格あること)
- 五、標準報酬 給料
- 六、保險料分擔率 政府、船主、船員、各自その三分の一
事務費は政府負擔
- 七、給付内容 商法第五百七十八條第一項規定の船主負擔の治療期間を経過したる翌日より疾病及負傷が全治するまで。

(ロ)同右給付額 報酬の百分の六十。

但し商法第五百七十八條の職務を行ふに因りて負傷を爲し又は疾病に罹りたるものに對しては同法の規定によること。

(ハ)痲疾年金 傷病の結果終身勞務に服する事能はざるに至りたるものに對し、報酬百分の六十五以上の年金を給與する事

右は家族の數に應じ増額の事。

(ニ)養老年金 被保險者が年齢四十五歳に達し、海員を廢業したるときは、痲疾當時の報酬の百分の六十五以上の年金を給與すること。

右は家族の數に應じ増額の事。

(ホ)死亡手當 被保險者死亡せるときは葬祭費用として、死亡當時の報酬額を給與す。
但し最低五十圓を下るを得ず。

(ヘ)遺族年金 被保險者死亡したるときはその報酬の百分の二十五以上、養老年金又は痲疾年金を受くるもの死亡したるときはその百分の五十以上の年金を給與する事。

右兩者の何れの場合も扶養をうくべき遺族の數に應じ増額の事。

八、被保險者資格喪失期間 十二ヶ月以上保險料を納付せる被保險者にして下船失業したる後、十二ヶ月以内に於て六ヶ月